

平成 26 年 11 月
東京税関業務部

関係各位

薬事法の改正及び医薬品等輸出入手続きのシステム化に伴うNACCSの業務コードの追加・変更について

平成 26 年 11 月 25 日（火）より薬事法の改正が施行されること及び医薬品等輸出入手続きがシステム化の対象となることに伴い、NACCSを利用して輸入申告を行う際の業務コード（輸入承認証等識別コード）の追加・変更が行われますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. コードの追加

コード	承認証等番号	備考
PANI	医薬品医療機器等輸入届出番号	手続きをシステムにより行った場合
PANE	医薬品医療機器等輸出用届出番号	
PAYA	医薬品医療機器等輸入報告番号	

2. コードの変更

変更前		変更後		備考
コード	承認証等番号	コード	承認証等番号	
TOKG	YAKUJIG	TOKG	IYAKUG	薬事法（動物用医薬品）規制対象外で、「動物用医薬品輸入確認願」等を提出する場合（原本）
TOKU	YAKUJI	TOKU	IYAKU	薬事法（人用医薬品）非該当で、「薬監証明」又は「治験計画届書」を提出する場合（写し）

（参考）薬事法の改正に伴い、薬事法の法律名が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医用機器等法）に変更となる。

【問合せ先】

東京税関業務部

- ・ 通関総括第 1 部門、航空総括部門【手続関係】

電話：03-3599-6337（通総1）、6524（航空総括）

- ・ 通関総括第 2 部門【法令解釈関係】

電話：03-3599-6338